

令和4年度 第10回 役員会議事要旨

日 時：令和4年10月11日（火）

午後1時30分開会

午後1時55分閉会

場 所：Web 会議

出席者：総長、山口理事、横田理事、吉見理事、増田理事、山本理事、菅原理事、行松理事、梅原理事

欠席者：なし

（オブザーバー）

高橋監事、石川監事、石森副学長、長谷山副学長

議事に先立ち、総長から資料に基づき、9月26日の令和4年度第9回役員会の議事要旨に係る確認があった。

議

事

協議事項1 全学運用教員の措置について

総長から、資料に基づき、全学運用教員の措置について、令和5年4月1日付けで2件の全学運用教員措置の必要性が生じたこと等について説明があった後、引き続き山本理事から、全学運用教員の措置については、措置の必要性を検証の上、全学的な見地から真に必要なもののみ措置を行うこと等について説明があり、協議した結果了承され、10月19日の部局長等連絡会議で意見聴取を行うこととなった。

報告事項等1 令和4年度部局評価配分事業「各部局の強み・特色に対する評価」について

吉見理事から、資料に基づき、令和4年度部局評価配分事業「各部局の強み・特色に対する評価」について、令和3年度の取組・実績に係る各評価対象部局からの提案を客観・共通指標等への貢献度等により総長が評価し、配分対象取組及び配分額を決定したこと等について報告があった。

報告事項等2 国立大学法人の信用失墜行為に対する運営費交付金の取扱いについて

吉見理事から、資料に基づき、令和4年9月13日付け文部科学省通知により、国立大学法人において社会全体に大きな影響を及ぼす信用失墜行為が起きた場合の措置として、運営費交付金の配分額に反映させる取扱いが導入されたこと、①不祥事やインシデントに対する不適切な対応、あるいはそれに類する事案、②当該事案の発生原因が法人（組織）の責によるもの、③事案が国民・社会に及ぼす影響（間接的なものを含む）が相応に大きいものの3つの要件の全てに該当し、「国立大学法人運営費交付金に関する検討部会」が信用失墜行為と認定した事案が対象となること、措置の対象額は事案認定の翌年度の運営費交付金に反映されること、令和4年4月以降に確認された事案から対象となること等について報告があった。